

令和元年 6月

患者さんおよびご家族の方へ

救急患者として受け入れた患者さん費用請求についてのお知らせ

救急患者として受け入れた患者さんが、救急外来、処置室、手術室等において万が一死亡した場合は、当院は福島県の指定する救急医療を担う施設であり、救急医療管理加算を算定しているため、入院したものとみなし、1日分の入院費用を請求させていただいております。

＜厚生労働省から告示されている参考資料（抜粋）＞

救急患者として受け入れた患者が、処置室、手術室等において死亡した場合は、当該保険医療機関が救急医療を担う施設として確保することとされている専用病床に入院したものとみなす。

(平30保医発0305・1)

公立藤田総合病院 病院長